

デジタルサイネージ利用規約

弊社では放映にあたり、法令順守及び施設利用者利益の保護を目的に、放映されるデータは全て審査を行っております。

審査では、まず「業態審査」を行います。業種や業務内容によっては、出稿をお断りすることがあります。「業態」を受理した上で更に「表現審査」を行います。

表現審査の段階で、放映に不適当と思われる表現があった場合には、放映をお断りしたり、表現の修正をお願いすることがあります。

業態審査により制限させていただく業種（一例）

- 煙草、喫煙関係
 - 競馬、競輪、競艇、パチンコなどのギャンブル関係
 - 消費者金融関係 ● 宗教団体関係
 - 連鎖取引販売業 ● 政党・政治関連
- ※その他、弊社が不適格と判断した業種

表現審査

公共性の高い場所に放映されるため、下記に該当する恐れのある場合は、データ掲出をお断りする場合がございます。

- ※虚偽、誇大な表現により誤解を与えるもの
- ※商標、著作権などを無断で使用したもの
- ※過度に射幸心、投機心をあおるものや享乐的な面を強調しているもの
- ※性に関する表現が、露骨で猥褻なもの、品位を損なうもの、不快感や羞恥嫌悪の情を起こさせるもの
- ※非科学的な根拠などにより、人心を惑わせるものや、恐怖心、不安感を起こさせるもの
- ※思想信条などにおいて、中立的立場を欠くと判断したもの
- ※誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害などによって、基本的人権を損なうもの
- ※その他、弊社が不適当と判断したもの

- 最低放映回数は緊急時放映・支障を含め80%稼働時の回数とし、最低放映回数に満たない場合、各媒体ごとに代替放映を行います。
 - 媒体放映は決定優先となりますので、必ず事前に空き枠状況をご確認ください。また、お申込み後のキャンセルはできません。規定のキャンセル料金をいただきます。
 - 表現審査においてデザインの全部または一部について修正をお願いする場合があります。
 - 放映期間中、内容について来場者より苦情が多く寄せられた場合は、配信の一時停止、内容の変更が必要となります。
 - 動画素材の確認および設定のため、付帯費用が掛かります。詳しくはサイネージ申込書をご参照ください。1つの利用契約でサイネージを使用する場合は、一律で付帯費用が掛かります。
- ※ただし「Street VisionとPillar Visionを使用」のように、複数のサイネージを利用する場合でも費用は一律です